

平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定基準

氷見市教育委員会

1 援助の対象となる者

援助の対象となる者は、市内に住所を有し、市内の小学校及び中学校に就学している学齢児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

a 要保護

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

福祉課(保護に関する通知表) → 学校教育課 → 学校長

b 準要保護者

上記の要保護者に準ずる程度に困窮している者(次の各号のいずれかに該当する者で、保護者世帯(同居者を含む。)の前年の総所得額合計が生活保護基準の1.2倍未満のもの)

※ 総所得額とは、所得税法上の合計所得金額に専従者控除額、非課税収入額を足したもの

※ 生活保護基準は、平成25年8月の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該見直し前の生活保護基準を適用する。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法第295条第1項に基く市町村民税の非課税
- ウ 地方税法第323条に基く市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基く個人の事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基く固定資産税の減免
- カ 国民年金法第89条及び第90条に基く国民年金の掛金の減免
- キ 国民健康保険法第77条に基く保険料の減免又は徴収金の猶予
- ク 児童扶養手当法第4条に基く児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金による貸付け

(2) 学校長の意見書による者(収入に関する証明書等が提出できず、かつ、援助の必要があると学校長が判断した場合は、学校長において収入、家庭状況及び学校でかかる費用等の支払状況を調査するものとする。)

(3) 保護者の死亡及び離婚等家庭事情の急変した者。なお、前年の収入に関する証明ができない場合は、月収証明を12倍したものをもって前年の収入所得とみなすものとする。

2 認定について

市教委において、申請書類を審査し、学校長の同意(確認)を得て、認定を行う。

審査の結果については、学校を通して認定・否認認定通知書が保護者に送付される。

3 認定時期

申請が5月から 6月の場合……………4月1日付けて認定

※ その後は受付月の翌月認定

※ 保護者の結婚、他市町村への転出など認定取消となる場合は、その取消理由が発生した月から認定を取消することとする。

[留意事項]

- ・ 認定を受けた者の中で、家庭環境の変化(保護者結婚等)により、援助の必要がなくなったと判断されるものについては、速やかに学校教育課へ連絡すること。
- ・ 認定を受けた者の中で、学校納付金(学校集金)の未納者へは、その支払を促すとともに、就学援助費を学校口座への振込みに切り替える手続き(委任状)を勧めること。
- ・ 委任状の手続きや支払いに応じず、未納が続く場合には、未納がある学期の次の学期から就学援助費を学校長口座に振り込むこととする。
- ・ 要保護・準要保護児童生徒への各種通知等の取扱いについては、他の児童生徒と区別したり、異なった取扱いをしたりすることのないよう、十分に配慮すること。